

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 第3期中期目標（案）

（前文）

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「研究所」という。）は、平成29年4月の設立以来、地方衛生研究所として公衆衛生に係る検査・研究等を行い、また、健康危機事象の発生に際しては、公衆衛生行政を科学的かつ技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。

令和4年度から令和8年度までの第2期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症という健康危機事象に際して、変異株スクリーニング検査の実施や全ゲノム配列解析等に取り組んだ。また、健康食品による突発的な健康被害発生時において、国立医薬品食品衛生研究所と連携した調査を実現して原因究明に取り組むとともに、2025年大阪・関西万博においては、大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用や食品衛生検査に関する協力を行うなどの取組を行った。さらには、腸管出血性大腸菌感染症等に関し、疫学調査チーム（O-F E I T）により保健所での積極的疫学調査の支援を行うなど、大阪の公衆衛生行政に貢献しているところである。

上記の様々な健康危機事象等への取組に加え、研究所施設の一元化、IT化の推進及び必要な機器整備など検査研究体制の強化に努めてきたことを踏まえて、第3期中期目標期間においては、引き続き、新興・再興感染症への備えや食品・生活用品の安全性確保等、新たな社会的課題への対応を図ることとする。さらに、日常の検査・研究によって蓄積された経験等を基にした地方衛生研究所機能の重要性を再認識し、リスク評価ネットワークなど関係機関との連携体制及び健康危機管理能力の強化に努め、西日本の中核的な地方衛生研究所をめざすとともに、地方独立行政法人の特性である業務運営の自主性・弾力性を発揮し、研究所の総合的な機能向上を図ることとする。

これらのほか、定款第1条に規定された目的を果たすため、大阪府及び大阪市は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、以下のとおり第3期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、これまで蓄積されてきた資

源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民等に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。

その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。

また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。

1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化

（１）健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割

健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、大阪府及び大阪市の保健所等の行政機関や大阪市立環境科学研究センターとも十分に連携し、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康に係る被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。

（２）平時における健康危機事象発生時への備え

平時より、健康危機事象発生時を想定した運用やマニュアルの検証等により、健康危機事象がいつ発生しても迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。また、アウトブレイク時における行政検査の依頼の急増にも対応できるよう、他機関との連携も含め柔軟な検査体制の構築及び検査用資材・備蓄の確保等、機動的な体制を構築すること。

（３）試験検査機能の充実

研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、病原体、食

品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施すること。その実施に際しては、全国ネットワークを活用し、最新の情報に基づいた試験検査の実施に努めること。

また、試験検査における精度管理の重要性に鑑み、信頼性の確保を推進すること。

(4) 調査研究機能の充実

全国ネットワークを活用し、公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を的確に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に各部門が連携して取り組むこと。また、その成果を行政施策に反映させるように努めること。

① 調査研究課題の設定

取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。

② 調査研究の推進

社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備するなどの取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。

循環器疾患予防分野においては、循環器疾患等生活習慣病の予防に関する研究を通じて得た知見に基づき、専門的立場から、行政や医療保険者等に対して、健康づくり施策に関する技術的支援を行えるよう、質の向上を図る取組を進進すること。

③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保

地方衛生研究所としての特性をいかして、競争的外部研究資金も活用し、学術分野や産業界等との共同研究、調査研究等を推進すること。

④ 調査研究の評価

調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評

価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。

(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実・強化

感染症情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。また、今後の新興・再興感染症の発生に備えて、機能の強化に取り組むこと。あわせて、住民に対して提供されるサービスでもあることから、住民が容易に理解でき、生活に役立てられるよう、工夫して積極的な広報に努めること。

(6) 研修指導体制の強化

地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。

2 地方衛生研究所の広域連携における役割

(1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携

全国ネットワークにおける連携を強化するとともに、国立研究機関と連携し、研究レベルの向上を図ること。

(2) 全国の地方衛生研究所との連携

地方衛生研究所全国協議会の一員として、引き続き、東京都健康安全研究センターをはじめとする全国の地方衛生研究所と連携を図ることにより、西日本における地方衛生研究所の中核としての役割を果たすこと。

(3) 行政機関等との連携

府内の保健所、地方衛生研究所、大阪市立環境科学研究センター等と連携し、機能強化を図ること。

(4) 災害時や健康危機事象発生時における連携

災害時や健康危機事象発生時において国立研究機関、地方衛生研究所等と連携し、情報の共有化及び相互の協力を図ること。

3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開

(1) 検査技術向上につながるゲノム解析等への取組

高度な検査技術等の教育・訓練に体系的に取り組むとともに、国等が実施する研修等への参加、職員派遣等により人材育成を図ること。

(2) 新たな感染症サーベイランス手法の確立

病原体の早期探知や流行状況の予測を目的とした新たな感染症サーベイランス手法の研究を進め、実用化を図り、さらなるサーベイランスの機能強化に取り組むこと。また、病原体の解析等による公衆衛生情報の解析機能を向上させ、疫学調査等への取組を拡充させること。

(3) リスク評価体制等の整備

健康危機に関わる効率的な情報収集・分析に基づく適時適切なリスク評価を行う人的・組織的ネットワークの構築や体制の整備を行い、発信機能の更なる充実強化を図るとともに、大阪公立大学、大阪大学等研究機関との連携を進め最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うこと。また、府内の公衆衛生等人材の充実を図ること。これらの取組を進めるにおいては、公衆衛生にかかる人材を確保し組織体制の整備を図ること。

(4) 新たな事業展開に当たっては、地方衛生研究所としての機能に支障が生じないように十分配慮すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の改善

(1) 組織マネジメントの実行

理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、業務の質を高めるとともに、効率的で効果的な業務運営に努めること。また、外部有識者の知見等を活用しながら絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。

(2) 事務処理の効率化

I T化及び委託可能な業務に関する外部委託化を進めるとともに、常に業務の進め方について問題意識を持ち、事務の簡素化や業務運営の効率化を一層推進すること。

(3) 組織体制の強化

健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。

(4) 検査・研究体制の強化

質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、IT化の推進や必要な機器整備のほか、検査・研究業務に係る事務処理の効率化等により、検査・研究部門の強化を図ること。

(5) 広報活動の強化・拡充

住民や他機関等に対する広報活動の強化など、積極的な情報発信に努め、研究所の認知度や存在感の向上を図ること。

(6) 適正な料金設定

利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること

2 職員の能力向上に向けた取組

公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。

(1) 人材の育成及び確保

社会的ニーズの変化に伴う行政需要に応えるため、年齢・性別等を問わず優秀な人材を活用するとともに、長期的な展望に立って計画的な人材確保及び育成に努めること。

(2) 研修制度の確立

個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行うなど、職務遂行能力の向上が図られるよう研修に取り組むこと。

(3) 人事評価制度の確立

職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

収支のバランスを常に意識し、コスト意識を持って、地方独立行政法人としての特性を活かし、効率的な業務運営及び柔軟かつ効果的な財務運営に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備機器の活用・整備

社会的ニーズに的確に応えていくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。

なお、施設及び設備機器類の使用に当たっては、大阪市立環境科学研究センターと十分に連携を図り、円滑に実施すること。

2 安全衛生管理対策

職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮することができるようにすること。

3 環境に配慮した取組の推進

環境に配慮した業務運営に努めること。

4 コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底

法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。さらに、情報セキュリティ対策をはじめとする研究所の諸活動における安全性の向上を図り、環境の変化に即したリスクマネジメント対応を行うこと。

5 情報公開の推進

法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。

6 災害時の業務継続対策

災害時における業務継続計画に基づき、平時から体制整備や人材育成、関係機関との連携強化等に取り組むこと。